第

982

뮥

発行所



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 1月 6日 火曜日

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

^ℴ家族名義の預金も相続財産?

Q:妻や子供名義の預金も相続財産になる と聞いたのですが、本当でしょうか。

A:ただ単に名義を借りただけであれば、 相続財産に含まれることになります。

【解説】

税務署の窓口に行くと、「相続税の申告のしかた」という冊子がもらえます。このなかに「相続税はどのような財産にかかるのでしょうか」という項目があり、被相続人が所有していた「被相続人の預貯金、公社債、割引債、貸付信託及び証券投資信託の受益証券で、家族名義や第三者名義、無記名にしてあるもの」にも相続税がかかると説明されています。

相続税の税務調査で問題になるのが、夫の相続時に妻名義で1,000万円の預金があった場合のその1,000万円はほんとうに妻のものか、ということです。

もちろん、過去に妻が贈与を受けているものであるとか、あるいは、妻自身に収入があり、それを蓄えたものであるという立証ができれば妻のものです。

しかし、その立証ができないときは、名義借りで妻が預金していたのであって、本来の所有者は夫であるとみなされ、相続税の課税対象になるのです。

相続が起きてからではなく、事前に整理して、本来の所有者をキチンとしておいた方が よいでしょう。







